告　示

埼玉県告示第二百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請書が提出されたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社タカヤマ

所沢市大字南永井三七番地九号

代表取締役　齊藤　吉信

二　産業廃棄物処理施設の設置の場所

本庄市児玉町共栄字南共和七一〇番六、六三一番一、六三一番二

三　産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号イに規定する汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設

四　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、動植物性残さ

五　申請年月日

平成二十九年十月二十六日

六　縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
本庄市環境推進課（本庄市役所）	午前九時から午後四時三十分まで
本庄市環境産業課（児玉総合支所）	午前九時から午後四時三十分まで
神川町防災環境課	午前九時から午後四時三十分まで
上里町くらし安全課	午前九時から午後四時三十分まで

七　縦覧期間

平成三十年三月二十二日から平成三十年四月二十三日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

八　意見書の記載事項

イ　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　意見書を提出する理由

ハ　生活環境の保全上の見地からの意見

九　意見書の提出期間

平成三十年三月二十二日から平成三十年五月七日まで

十　意見書の提出方法

イ　日本語によること。

ロ　持参又は郵送（平成三十年五月七日消印有効）

十一　意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一　熊谷市末広三丁目九番一号）